

令和5年度 保育所等利用申込みにおける留意事項

●利用調整方法

- 保育を必要とする証明等の内容に基づき、点数制で利用調整します。先着順ではありませんので、随時順位の変動が生じます。
- 市町村民税課税額(以下、課税額という)が不明な方は利用調整で優先順位が下がる場合があります。収入がない場合でも、原則申告が必要です。また、令和4年1月2日以降に和泉市へ転入(予定)の方は、課税証明書(対象年度は表面を確認)の提出が必要です。なお、修正申告を行った場合は子ども未来室までご連絡ください。

●認定結果・利用調整結果について

【年度当初(4月)入所の結果】

- 1次選考の結果は2月上旬までに文書にて通知予定です。2次選考の結果は3月上旬までに文書にて通知予定です。3次選考の結果は利用が決定した方には3月20日頃に電話連絡をします。利用が決定しなかった方には後日文書で通知します。
※利用調整結果については、初回のみ全員に通知します。1次選考で利用が決定しなかった方の2次選考及び3次選考の結果は利用が決定した場合のみ通知します。

【途中(5月以降)入所の結果】

- 利用が決定した方には入所希望月の前月20日頃に電話連絡をします。利用が決定しなかった方には後日文書で通知します。

【共通事項】

- 選考締切日の時点で書類に不備がある場合は選考できません。一度提出された書類は、原則返却しませんので再度ご用意ください。
- 利用が決定した場合は、支給認定証と入所承諾書、利用が決定しなかった場合は、支給認定証と入所保留通知書を送付いたします。なお、利用調整結果の通知と支給認定証は別送される場合があります。
- 入所保留通知書は利用申込みの初月に対してのみ発行し、翌月以降は原則発行しません。再発行の必要がある場合はご連絡ください。なお、発行には1週間程度の時間を要します。
- 希望月に入所いただけない場合、当該年度3月まで途中入所の利用調整対象となりますので、改めて申込みいただく必要はありません。ただし、次年度の申込みは改めて必要です。(例年秋頃、次年度申込用紙の配布および受付予定)また、利用申込みを取り下げの場合は、必ずご連絡ください。
- 第2希望以降の園に利用決定後、上位希望園に空きが出た場合であっても繰り上げ案内は行いません。利用決定施設以外への入所を希望される場合は転園の申込みが必要です。
- 利用申込みから利用決定までに提出された証明書の内容に変更(退職・雇用形態の変更等)がある場合、利用調整時の指数に影響しますので、速やかに新しい証明書等をご提出ください。利用決定後に優先順位の下がる事実を確認した場合、認定と施設の利用決定を取り消すことがあります。
(例)育休復帰予定で証明書を出したが、その雇用先から退職・転職している。就労予定(内定あり)で申込みしていたが、就労していない。就労理由で申込みしたが、妊娠・出産の認定期間にある、等。

●利用申込み内容の変更等について

【不備書類の提出及び希望園等の変更期限】

- 令和5年度4月1次選考希望の方は令和4年11月4日(金)まで。2次選考希望の方は令和5年2月10日(金)まで。3次選考希望の方は令和5年3月10日(金)まで。途中入所希望の方は希望月の前月10日(土日、祝日の場合は前開庁日)まで。
※4月1次選考のみ申込受付期間と不備書類の提出期間が異なります。申込受付期間は10月31日(月)までです。不備書類の提出は期間内に申込みをされた方のみが対象です。
- 書類を郵送する際は、簡易書留や特定記録郵便など記録に残る方法で郵送してください。不備・遅延・紛失等の責任は一切負えませんのでご了承ください。

【受入れ予定人数の公表について】

- 受入れ予定人数を市ホームページ及び子ども未来室にて公表いたします。(令和5年度1次選考は令和4年10月3日、2次選考は2月上旬、3次選考は3月上旬に公表予定)途中入所は毎月1日(1日が開庁日の場合、翌開庁日)頃に公表いたします。

●その他

- 芦部保育園は令和8年度に移転民営化し、和泉保育園と国府幼稚園は令和9年度に移転統合し公立認定こども園とする予定です。また、鶴山台第一保育園は令和7年度末で廃園とする予定です。
- 令和2年9月1日時点で鶴山台第一保育園・芦部保育園に在園している児童及び令和3年9月1日時点で和泉保育園に在園している児童が転園を希望する場合は、優先的に利用調整します。また、上記に該当する在園児のきょうだい新規入所を希望する場合、在園児が鶴山台第一保育園・芦部保育園・和泉保育園に在園している期間中について、在園児のきょうだいが他の園を希望する場合もきょうだい加点の10点を適用します。
- 和泉市内の認可保育施設に就労または就労予定の保育士等については、所定の手続きにより優先的に利用調整します。詳しくは、就労先の保育施設等にご確認ください。
※優先的に利用が決定した場合、入所後に就労先の保育施設を退職する場合は、児童の保育施設の利用も退職月の月末までとなります。
- 2歳児クラス以下の児童で育休復帰予定の方は入所月の月末までに復帰することが入所の条件となります。また、3歳児クラス以上の児童で、育休取得中(復帰日より早い時期)の入所を希望される方は年度末までに復帰することが入所の条件となります。期限までに復帰しない場合には施設の利用を解除(退園)することになります。
- 育休復帰予定・就労予定(内定あり)で利用が決定した場合は、利用開始月中の復帰日・就労開始日が明記された、復帰後・就労開始後に作成された証明書を提出してください。提出がない場合、勤務先へ連絡する場合があります。
- 転入予定の方は、利用決定月の前月末日までに本市へ転入することが施設の入所の条件となります。期日までに転入手続きが完了していない場合は、認定と利用決定を取り消します。
- 認可外保育施設を月極で64時間以上利用しており、認可外保育施設等の利用証明書(市指定様式)を提出された場合は、利用調整の際に加点となる場合があります。ただし、利用状況や利用施設によっては加点となりません。(求職活動及び育休中の利用、認可外の届出をしていない施設の利用は対象外です)
- 2歳児クラス以下の児童の保育料は、原則児童の父母の課税額の合計で決定します。3歳児クラス以上の児童の保育料は無償です。ただし、保育料以外に各施設での諸経費が別途かかります。詳しくは各園にお問合せ下さい。
- 父母の合計年収が103万円に満たない場合で、年収300万円を超える祖父母等が同居(別世帯含む)している場合は、最多収入者の課税額と合算し、保育料を決定します。ただし、同居(別世帯含む)の祖父母等が父母を税の扶養に取っている場合は、父母の合計収入が103万円以上であっても、課税額を合算して保育料を決定します。

●和泉市以外の保育所等を希望される場合

- 認定は本市で行いますが、利用調整は希望施設のある市町村で行われます。利用調整の結果が本市に届いた後、文書にて通知いたしますので、本市選考結果の通知時期とは異なる場合があります。
- 利用調整については、希望施設のある市町村に在住の児童が優先となりますので、本市在住の児童は優先順位が低くなる場合があります。
- 他市の保育所等については、利用が決定した場合でも、毎年度新規利用申込みが必要です。また、次年度以降、継続して利用できない場合がありますので、本市の保育所等の希望もご検討ください。

★郵送の方のみ★

マイナンバー確認書類(※1)のコピー貼付欄
(世帯員全員の書類を貼り付けてください。貼り付けが難しい場合は、左上をホッチキス留めしてください)

※1<マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー記載の住民票の写し、マイナンバー記載の住民票記載事項証明書>

※マイナンバーカード(通知カードや住民票の写しは除く)のコピーを貼り付けした場合は、本人確認書類の貼り付けは不要です。

★郵送の方のみ★

申込者の本人確認書類(※2)のコピー貼付欄
(申込者の書類のみ貼り付けてください。貼り付けが難しい場合は、左上をホッチキス留めしてください)

※2【1枚で確認可】マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 等(写真付き)
【2枚で確認可】健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等